

「オンライントレード取扱規程」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第8条（本人認証情報等の定義及び管理）</b></p> <p>1. お客様が本サービスの利用を開始する際に、当社はおお客様に対しユーザーID・パスワード・取引暗証番号を発行し、書面又は電磁的方法により通知するものとします。<u>本規程において「本人認証情報等」とは、これら当社が発行した情報に加え、お客様が当社所定の方法により登録したパスキー認証情報及びご利用環境の制約その他やむを得ない事由によりパスキー認証情報をご利用いただけないと当社が認めたお客様（以下「代替認証利用顧客」といいます。）に対して求める、あらかじめ当社に登録された連絡先を用いて行う所定の追加認証（以下「ログイン追加認証」といいます。）に係る情報、並びに当社が別途指定するその他の認証手段に係る情報の総称をいいます。</u></p> <p>2. お客様は、<u>本人認証情報等を第三者に使用させ、又は貸与若しくは譲渡を行ってはならないものとします。本人認証情報等を利用する場合において、当該認証情報が登録された端末（スマートフォンやパソコン等）を第三者に操作させて本人認証を行わせる行為も同様とします。</u></p> <p>3. 当社は<u>本人認証情報等</u>を用いてお客様の本人確認を行うものとし、<u>本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った上で、お客様の取引を受諾した場合は、お客様自身が行った取引であるものとみなします。</u></p> <p>4. お客様は、<u>本人認証情報等を自らの責任において厳重に管理するものとし、漏えい、紛失又は盗難等が生じた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。お客様の過失による本人認証情報等の漏えい、紛失又は盗難等に係る損害について、当社は一切その責を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</u></p> <p>5. 会員ページ内にて、お客様が登録したログイン名についても、2項、3項、4項と同様の取扱とします。</p>	<p><b>第8条（ユーザーID・パスワード・暗証番号の発行）</b></p> <p>1. お客様が本サービスの利用を開始する際に、当社はおお客様に対しユーザーID・パスワード・取引暗証番号（以下、「ユーザーID等」といいます。）を発行し、書面により通知するものとします。</p> <p>2. お客様は、<u>ユーザーID等の第三者への貸与又は譲渡を行ってはならないもの</u>とします。</p> <p>3. 当社は<u>ユーザーID等</u>を用いてお客様の本人確認を行うものとします。<u>当社がユーザーID等の一致を確認した上で、お客様の取引を受諾した場合は、お客様自身が行った取引であるものとみなします。</u></p> <p>4. お客様は、<u>ユーザーID等を厳重に管理するとともに、漏えい又は紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。ユーザーID等の漏えい又は紛失に係る損害について、当社は一切その責を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</u></p> <p>5. 会員ページ内にて、お客様が登録したログイン名についても、2項、3項、4項と同様の取扱とします。</p>

新	旧
<p><b>第 34 条（本サービスの利用の制限）</b></p> <p>1. （前略）</p> <p>（15）お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者 <u>（削除）</u> が行っていると当社が判断した場合。</p> <p>（16）お客様の取引が他のお客様と同調したお取引をしていると当社が判断した場合。</p> <p>（中略）</p> <p>2. お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者 <u>（削除）</u> が行っていることが判明した場合、お客様の株式取引の売買、当社取扱商品全ての新規注文、決済注文（現引もしくは現渡を含む）の停止を行えるものとします。</p> <p>（以下略）</p>	<p><b>第 34 条（本サービスの利用の制限）</b></p> <p>1. （前略）</p> <p>（15）お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者 <u>（二親等以内の親族と当社が判断した場合を含む）</u> が行っていると当社が判断した場合。</p> <p>（16）お客様の取引が他のお客様と同調したお取引をしていると当社が判断した場合。</p> <p>（中略）</p> <p>2. お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者 <u>（二親等以内の親族と当社が判断した場合を除く）</u> が行っていることが判明した場合、お客様の株式取引の売買、当社取扱商品全ての新規注文、決済注文（現引もしくは現渡を含む）の停止を行えるものとします。</p> <p>（以下略）</p>
<p><b>第 34 条の 2（建玉の任意決済）</b></p> <p>お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者 <u>（削除）</u> が行っていることが判明した場合、当社が任意で定める日に、お客様に通知することなく、お客様保有の建玉を任意に反対売買を行えるものとします。</p> <p>2. 第 34 条第 6 号及び第 7 号に該当した場合、お客様の取引について口座名義人の同意の有無に関わらず <u>（削除）</u>、当社がお客様に 1 ヶ月以上の期間を定めて通知した上で、お客様保有の建玉を任意に反対売買を行えるものとします。</p>	<p><b>第 34 条の 2（建玉の任意決済）</b></p> <p>1. お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者 <u>（二親等以内の親族と当社が判断した場合を除く）</u> が行っていることが判明した場合、当社が任意で定める日に、お客様に通知することなく、お客様保有の建玉を任意に反対売買を行えるものとします。</p> <p>2. 第 34 条第 6 号及び第 7 号に該当した場合、お客様の取引について口座名義人の同意の有無に関わらず <u>二親等以内の親族が行なっていると当社が判断した場合は</u>、当社がお客様に 1 ヶ月以上の期間を定めて通知した上で、お客様保有の建玉を任意に反対売買を行えるものとします。</p>
<p><b>第 36 条（免責）</b></p> <p>当社は、次の各号に定める事由により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</p> <p>（1）お客様自身が <u>行った</u> か否かを問わず、当社が <u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。）</u> を確認する等の当社所定の方法により <u>本人確認を行った</u> 上で行われた取引に関する損害。</p>	<p><b>第 36 条（免責）</b></p> <p>当社は、次の各号に定める事由により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</p> <p>（1）お客様自身が <u>入力した</u> か否かを問わず、当社が <u>ユーザーID 等の一致を確認した</u> 上で行われた取引に関する損害。</p> <p>（2）お客様の <u>ユーザーID 等</u> が漏えいし、盗用（通信回線及びシステム機器を介したものを含みます。）された場合に生じた損害。但し、「通信回線・システ</p>

新	旧
<p>(2) お客様の<u>本人認証情報等（代替認証利用顧客に対するログイン追加認証を受信する端末や情報を含みます。）</u>が漏えい、<u>紛失、盗難</u>又は盗用（通信回線及びシステム機器を介したものを含みます。）された場合に生じた損害。但し、「通信回線・システム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社、又は取引所のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、又はそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします（以下、本条において同じ。）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>ム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社、又は取引所のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、又はそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします（以下、本条において同じ。）。</p> <p>（以下略）</p>
<p>（前略）</p> <p><u>2026年6月15日</u></p> <p>GMOクリック証券株式会社</p>	<p>（前略）</p> <p><u>2021年9月24日</u></p> <p>GMOクリック証券株式会社</p>

「オンライントレード法人口座取扱規程」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第4条（ユーザーID等の管理）</b> お客様は、「オンライントレード取扱規程」第8条に定める<u>本人認証情報等（認証に用いる端末等を含みます。）</u>を第三者に使用させず、又は取引責任者以外の第三者に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、お客様の故意又は過失により生じた損害についてはお客様の負担となります。</p>	<p><b>第4条（ユーザーID等の管理）</b> お客様は、「オンライントレード取扱規程」第8条に定める<u>ユーザーID等</u>を取引責任者以外の第三者に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、お客様の故意又は過失により生じた損害についてはお客様の負担となります。</p>
<p>（前略） <u>2026年6月15日</u> GMOクリック証券株式会社</p>	<p>（前略） <u>平成28年9月17日</u> GMOクリック証券株式会社</p>

「一般債振替決済口座管理約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第 19 条 (免責事項)</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。以下同じ。）</u>を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った上で、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該本人認証情報等（<u>代替認証利用顧客に対するログイン追加認証を受信する端末や情報を含みます。</u>）について偽造、変造、盗用、又は不正使用その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 当社が<u>本人認証情報等</u>の一致を確認できなかったため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害            (以下略)</p>	<p><b>第 19 条(免責事項)</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 当社が<u>お客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した</u>上で、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該<u>ユーザーID、パスワード、取引暗証番号等</u>について偽造、変造、盗用、又は不正使用その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 当社が<u>お客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等</u>の一致を確認できなかったため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害            (以下略)</p>
<p>(前略)  <u>2026年6月15日</u></p>	<p>(前略)  <u>2025年6月23日</u></p>

「外為オプション取引約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第31条（免責事項）</b>                      （前略）                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>前号に定める所定の本人確認を行った</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      （以下略）</p>	<p><b>第31条（免責事項）</b>                      （前略）                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード（以下、「ユーザーID等」といいます。）の一致を確認した</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID等の一致を確認した</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      （以下略）</p>
<p>（前略）  <u>2026年6月15日</u></p>	<p>（前略）  <u>2022年10月14日</u></p>

「外貨取扱サービス約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第 22 条(免責事項)</b> (前略) (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。 (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>前号に定める所定の本人確認を行った</u>上で行われた本取引等により生じた損害。 (以下略)</p>	<p><b>第 22 条(免責事項)</b> (前略) (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード（以下、「ユーザーID等」といいます。）の一致を確認した</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。 (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID等の一致を確認した</u>上で行われた本取引等により生じた損害。 (以下略)</p>
<p>(前略) <u>2026年6月15日</u></p>	<p>(前略) <u>2024年7月29日</u></p>

「株価指数バイナリーオプション取引約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第31条（免責事項）</b>                      （前略）                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>前号に定める所定の本人確認を行った</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      （以下略）</p>	<p><b>第31条（免責事項）</b>                      （前略）                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード（以下、「ユーザーID等」といいます。）の一致を確認した</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID等の一致を確認した</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      （以下略）</p>
<p>（前略）  <u>2026年6月15日</u></p>	<p>（前略）  <u>2019年10月4日</u></p>

「株式等振替決済口座管理約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第 41 条(免責事項)</b>                      当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。</p> <p>(1) 第 32 条第 1 項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。以下同じ。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った</u>上で、相違ないものと認めて振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該<u>本人認証情報等（代替認証利用顧客に対するログイン追加認証を受信する端末や情報を含みます。）</u>について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 当社が<u>本人認証情報等</u>の一致を確認できなかったため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>第 41 条(免責事項)</b>                      当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。</p> <p>(1) 第 32 条第 1 項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 当社が<u>お客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した</u>上で、相違ないものと認めて振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該<u>ユーザーID、パスワード、取引暗証番号等</u>について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 当社が<u>お客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等</u>の一致を確認できなかったため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(以下略)</p>
<p>(前略)</p> <p><u>2026年6月15日</u></p>	<p>(前略)</p> <p><u>2025年6月23日</u></p>

「取引所外国為替証拠金取引規程」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第 39 条(免責事項)</b>                      (前略)                      (7)お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致(パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。)</u>を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8)お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>前号に定める所定の本人確認を行った</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      (以下略)</p>	<p><b>第 39 条(免責事項)</b>                      (前略)                      (7)お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード(以下、「ユーザーID等」といいます。)</u>の一致を確認した上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8)お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID等の一致を確認した</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      (以下略)</p>
<p>(前略)  <u>2026年6月15日</u></p>	<p>(前略)  <u>2022年10月15日</u></p>

「取引所株価指数証拠金取引約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第 39 条（免責事項）</b>                      （前略）                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>前号に定める所定の本人確認を行った</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      （以下略）</p>	<p><b>第 39 条（免責事項）</b>                      （前略）                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード（以下、「ユーザーID等」といいます）の一致を確認した</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID等の一致を確認した</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      （以下略）</p>
<p>（前略）  <u>2026年6月15日</u></p>	<p>（前略）  <u>2025年5月24日</u></p>

「商品 CFD 取引約款」 新旧対照表

2026 年 6 月 15 日

新	旧
<p><b>第 39 条(免責事項)</b>                      (前略)                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>前号に定める所定の本人確認を行った</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      (以下略)</p>	<p><b>第 39 条(免責事項)</b>                      (前略)                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード（以下、「ユーザーID等」といいます。）の一致を確認した</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID等の一致を確認した</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      (以下略)</p>
<p>(前略)  <u>2026 年 6 月 15 日</u></p>	<p>(前略)  <u>2025 年 2 月 3 日</u></p>

「証券 CFD 取引約款」 新旧対照表

2026 年 6 月 15 日

新	旧
<p><b>第 39 条 (免責事項)</b>                      (前略)                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致 (パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。)</u>を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>前号に定める所定の本人確認を行った</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      (以下略)</p>	<p><b>第 39 条 (免責事項)</b>                      (前略)                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード (以下、「ユーザーID 等」といいます。)</u>の一致を確認した上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID 等の一致を確認した</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      (以下略)</p>
<p>(前略)  <u>2026 年 6 月 15 日</u></p>	<p>(前略)  <u>2025 年 2 月 3 日</u></p>

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第40条（免責事項）</b>                      （前略）                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>前号に定める所定の本人確認を行った</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      （以下略）</p>	<p><b>第40条（免責事項）</b>                      （前略）                      (7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード（以下、「ユーザーID等」といいます。）の一致を確認した</u>上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。                      (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID等の一致を確認した</u>上で行われた本取引等により生じた損害。                      （以下略）</p>
<p>（前略）  <u>2026年6月15日</u></p>	<p>（前略）  <u>2025年2月3日</u></p>

「即時入金サービス利用規約」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第7条（本人確認）</b> 本サービスの利用に際し、当社は、<u>「オンライントレード取扱規程」に定める本人認証情報等を用いて</u>本人確認を行うものとします。また、各提携金融機関においても当該提携金融機関の定めに従った本人確認が行われるものとします。</p>	<p><b>第7条（本人確認）</b> 本サービスの利用に際し、当社は<u>ユーザID、パスワード、および取引暗証番号により</u>本人確認を行うものとします。また、各提携金融機関においても当該提携金融機関の定めに従った本人確認が行われるものとします。</p>
<p>（前略） <u>2026年6月15日</u></p>	<p>（前略） <u>2019年10月4日</u></p>

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第20条（免責事項）</b></p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</p> <p>1 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>2 当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。以下同じ。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った上で、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該本人認証情報等（代替認証利用顧客に対するログイン追加認証を受信する端末や情報を含みます。）</u>について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>3 当社が<u>本人認証情報等</u>の一致を確認できなかったため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>（以下略）</p>	<p><b>第20条（免責事項）</b></p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</p> <p>1 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>2 当社が<u>お客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した上で、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該ユーザーID、パスワード、取引暗証番号等</u>について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>3 当社が<u>お客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等</u>の一致を確認できなかったため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>（以下略）</p>
<p>（前略）</p> <p><u>2026年6月15日</u></p>	<p>（前略）</p> <p><u>2025年6月23日</u></p>

「保護預り約款」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p><b>第19条（免責事項）</b>                      当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。</p> <p>(1) 当社が<u>本人認証情報等を用いて、本人認証情報等の一致（パスキーによる認証結果の有効性の確認、およびログイン追加認証の完了の確認を含みます。以下同じ。）を確認する等の当社所定の方法により本人確認を行った</u>上で、相違ないものと認めて、保護預り証券をご返還した場合</p> <p>(2) 当社が<u>本人認証情報等</u>の一致を確認できなかったため、保護預り証券をご返還しなかった場合                      （以下略）</p>	<p><b>第19条（免責事項）</b>                      当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。</p> <p>(1) 当社が<u>お客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した</u>上で、相違ないものと認めて、保護預り証券をご返還した場合</p> <p>(2) 当社が<u>お客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等</u>の一致を確認できなかったため、保護預り証券をご返還しなかった場合                      （以下略）</p>
<p>（前略）  <u>2026年6月15日</u></p>	<p>（前略）  <u>2025年6月23日</u></p>

「未成年のお客様口座に関する説明書」新旧対照表

2026年6月15日

新	旧
<p>&lt;未成年口座開設基準&gt; (前略)</p> <p>⑦ <u>当社から交付されるユーザーID等のほか、登録親権者が設定した本人認証情報等を用いて、</u>未成年口座の取引状況等を管理・把握いただけること (以下略)</p>	<p>&lt;未成年口座開設基準&gt; (前略)</p> <p>⑦ <u>登録親権者に送付される未成年口座のID・パスワードにて、</u>未成年口座の取引状況等を管理・把握いただけること (以下略)</p>
<p>■各種お手続きに関して (前略)</p> <p>・未成年者が満18歳を迎えられた際には、未成年口座の<u>本人認証情報等</u>をリセットさせていただき、成人口座の新しい<u>本人認証情報等(初期パスワード等)</u>を口座名義人宛に郵送にてご連絡いたします。 (以下略)</p>	<p>■各種お手続きに関して (前略)</p> <p>・未成年者が満18歳を迎えられた際には、未成年口座の<u>パスワード等</u>をリセットさせていただき、成人口座の新しい<u>パスワード</u>を口座名義人宛に郵送にてご連絡いたします。 (以下略)</p>